

木造住宅の耐震診断

～木造住宅耐震診断士派遣制度の御案内～



川崎市が**無料**で耐震診断士を派遣します。

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた建築物は耐震性が低い可能性があります。
川崎市では、次の対象建築物の耐震診断を行う診断士を**無料**で派遣しています。（耐震診断士とは、川崎市が耐震診断士として登録した建築士の資格を持つ専門家です。）

対象建築物

- 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられたもの
- 木造 2 階建て以下のもの（一部鉄骨造等の混構造は対象外）
- 住宅（一戸建て住宅、共同住宅又は長屋（店舗等の用途を兼ねるものを含む。））
- 木造在来工法のもの（ツーバイフォー工法・パネル工法は対象外）

ただし、以下に該当する場合は対象外となります

- 以前に市の制度を利用して耐震診断を行ったもの

対象外の場合には次の窓口で相談することができます。

・ 川崎市住宅供給公社 ハウジングサロン

電話 044-874-0180

・ （一社）川崎市建築設計事務所協会

電話 044-201-9201

耐震診断の流れ

オンラインでも申請可能です
QR コード⇒



耐震診断の申請

…川崎市木造住宅耐震診断申請書を郵送又は市役所の
防災まちづくり推進課の窓口提出してください。
（受付期間：毎年度 4 月～ 11 月末）

… ※ 申請の受付状況によっては、さらに時間がかかる場合があります。

1 ヶ月程度

診断士の派遣決定

…申請日から約 1 か月後に、申請者あてに木造住宅耐震診断士派遣決定通知書を送付します。その後、この通知書に記載されている耐震診断士から連絡がありますので、現地調査の日程等の調整を行ってください。

45 日以内

診断士の現地調査

（2～3 時間程度）

…日程調整された日時に、耐震診断士が申請住宅を調査します。

… ※ 現地調査の結果、申請住宅が対象建築物に該当しない場合は、制度対象外と判断させていただくことがあります。

1 ヶ月程度

診断結果の報告

（2～3 時間程度）

…耐震診断士が申請者のお宅等に伺い、作成した耐震診断報告書の内容を、わかり易く説明します。

耐震改修工事の検討

…耐震診断報告書の内容を踏まえ、耐震改修を検討する場合は、裏面の「連絡先」へお問い合わせ下さい。川崎市では耐震改修工事等にかかる費用の一部を助成する制度があります。

耐震診断とは

耐震診断とは、建築物が大きな地震（震度6強程度）に耐えられるかどうかを診断するもので、以下の式により判定します。

$$\text{上部構造評点} = \frac{\text{保有耐力（建築物の現在の耐力）}}{\text{必要耐力（大地震に耐えるのに必要な耐力）}}$$

上部構造評点	判定
1.5 以上	倒壊しない
1.0 以上～1.5 未満	一応倒壊しない
0.7 以上～1.0 未満	倒壊する可能性がある
0.7 未満	倒壊する可能性が高い

耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満だった場合は、建替えや耐震改修工事などの対策を検討しましょう。

木造住宅耐震診断士派遣 決定通知書

耐震診断報告書

各町長様宛（第5期国政）

川崎市木古住宅耐震診断申請に決定通知書

川崎市総合 券 号
年 月 日

市 区

川崎市長

年月日 川崎市大港地区耐震診断申請について、川崎市木古住宅耐震診断事業実施要綱第3条第4項に基づき、次のとおり診断士の採選を行います。これを市民に周知するの通知とします。

1 申請資格者

所在地 区
事務所
申請者氏名

2 採選診断士

	氏名
主任	
副主任	
診断士	
記録士	

3 留意事項

(1) 本通知、上記の採選診断士の口頭連絡があるまでの間、診断日の中止を断念してください。

(2) 上記の採選診断士について、遅くとも応募締切日より1週間前に市民に申し出る必要があります。

(3) 本通知日から開始予定より15日以内に能率診断を受けるよう努めてください。なお、1時を行った年度が1ヵ月以上までに完了できない場合は、耐震診断後に行いたいことがあります。

(4) 依頼調査費の結果、年度費性に該当しない場合も能率認定された場合は、耐震診断を行えないことがあります。

申請者の皆さんに派遣する診断士の名前と連絡先を市から通知します。

[illegible]

診断結果から、建築物の現状の評点と参考として補強工事の概算費用がわかります。

問合せ・申込み先 **川崎市 まちづくり局 市街地整備部 防災まちづくり推進課 耐震化支援担当**
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 電話 044-200-3017